

軽度者に係る福祉用具貸与について（お知らせ）

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の理由書の提出は、新たに貸与を開始する場合については貸与開始前に提出することを原則としています。

提出期限の取り扱いについては、「山口市住宅改修・福祉用具の手引き」に記載のとおりですが、退院等により早急な対応が必要な場合についての取り扱いについて言及しておりませんでした。

今後は次のとおり取り扱うこととしますので、ご確認ください。

※退院等により早急な対応が必要な場合等、閉庁日（土日・祝日等）付けで貸与を開始する必要がある者については、翌開庁日に提出すれば貸与開始日まで遡及し給付対象といたします。

※「山口市住宅改修・福祉用具の手引き」48ページに追記予定。

※「山口市住宅改修・福祉用具の手引き」は、山口市ホームページに掲載しております。山口市ホームページから、[福祉用具レンタル](#)と検索してください。